

# ローカル10,000 プロジェクト等について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

# ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

R7当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.2億円  
R6補正予算額 地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円  
R6当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

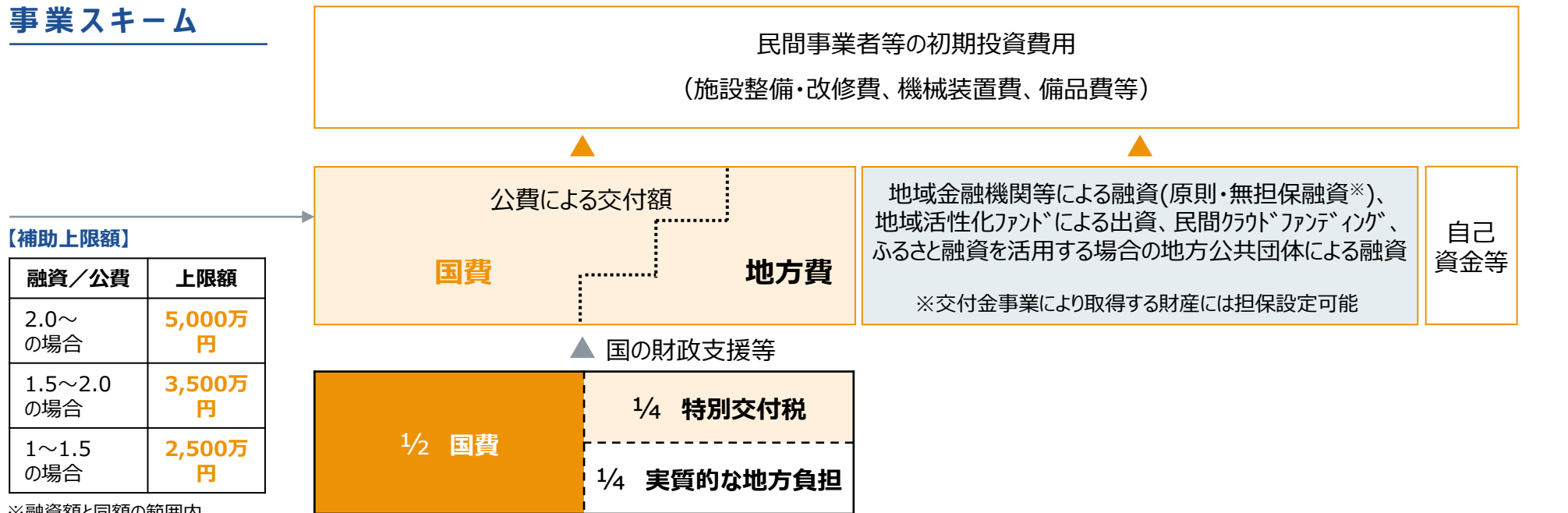
①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）

③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性

の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

## 事業スキーム



### 【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域  
財政力0.25以上 2/3  
財政力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4

### POINT

- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 全ての産業分野で活用可能

- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

# ローカル10,000プロジェクト 事例

## 岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した  
菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業



## 島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の  
古民家を活用した宿泊施設とレトロな  
BAR整備事業



## 山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市  
織物業再興×ふるさと納税活用プロ  
ジェクト



## 徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支  
援事業



## 長野県佐久市

循環型醸造事業  
～Ferment Base～



## 鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ  
鹿児島活性化事業



# ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

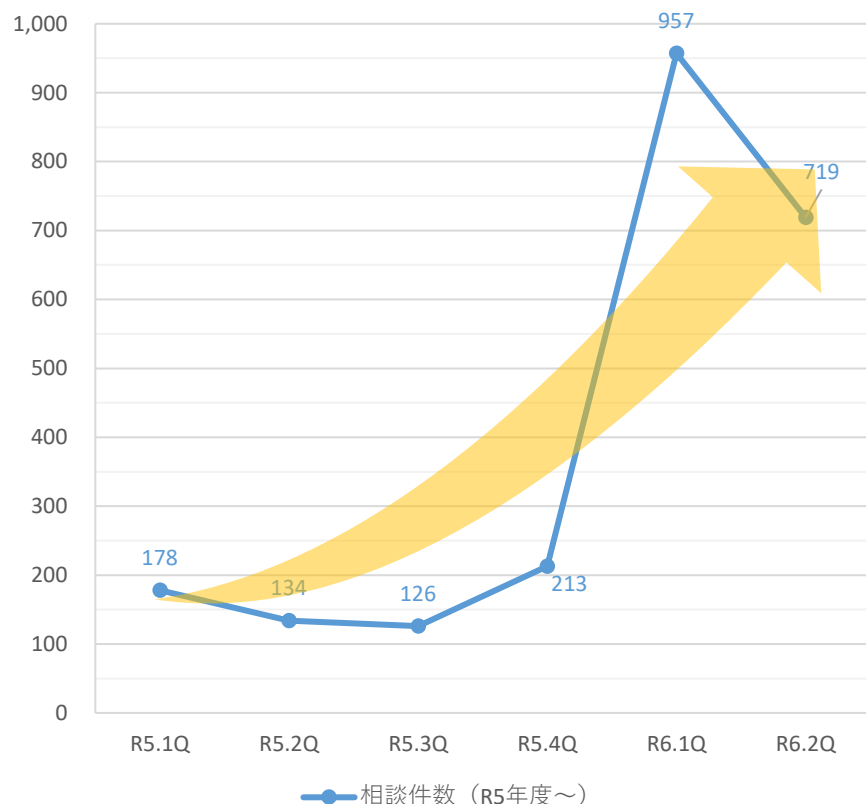
- スタートアップ育成5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- このような中、**自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**
- 相談・申請件数は大幅に増加し、**採択件数が増加**（R5年度 23件 ⇒ **R6年度 82件**）
- 相談・申請件数を踏まえ、**地域課題の解決につながる新規事業の事業化を加速させるため、予算を増額**（R6当初6.0億 ⇒ **R6補正21.1億+R7当初6.2億**）

○ 地域内のニーズに対応するため、当初予算で計上している自治体の例

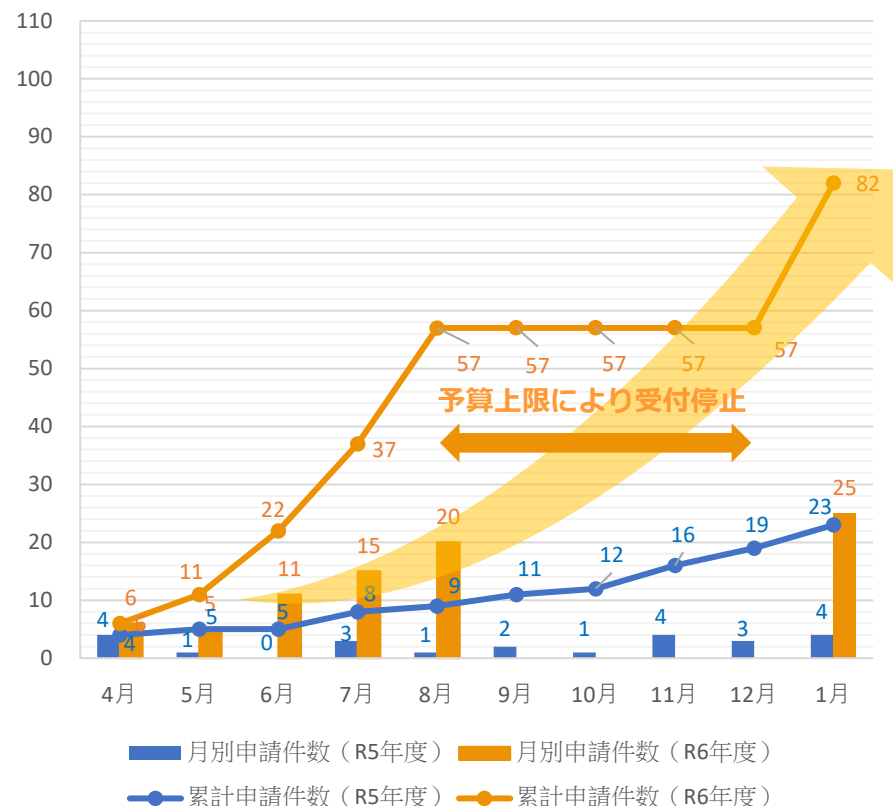
兵庫県：R7予算2千万円（1,000万円×2件）、徳島県：R7予算5,000万円（2,500万円×2件）、

香川県小豆島町：R7予算8,500万円（3,500万円×1件+2,500万円×2件）

四半期ごとの相談件数 年度間比較



月次申請件数 年度間比較



### ◎事業化した431事業（令和5年3月31日時点）の実績

- ・継続事業の割合 94%、5年経過時点の継続事業の割合 96%

（参考）起業5年経過時点の企業生存率 82%（中小企業白書2017）

⇒地方自治体、地域金融機関の伴走支援により高い継続事業率を確保

### ◎継続している407事業（令和5年3月31日時点）の実績

- ・黒字事業の割合 50%、5年経過後の黒字事業の割合 54%

（参考）黒字企業割合 39%（国税庁 令和4年度分会社標本調査）

- ・3,312人（1事業あたり9人）の雇用創出

⇒優良な雇用の場を創出

- ・事業実績額 338億円（公費交付額 120億円、融資額 166億円、自己資金等 52億円）

⇒公費交付額（120億円）の1.39倍となる、地域金融機関からの無担保融資（166億円）が誘発され地域における資金循環に寄与



# ローカル10,000プロジェクトR6補正予算事業の制度改正点について ※R7も同様

| 項目                              | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①重点支援項目に「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を追加 | <p>【重点支援項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業：国費3/4</li> <li>・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業：国費3/4</li> <li>・地域の女性や若者の活躍に関連する事業：国費3/4（新規）</li> </ul> <p>○「地域の女性や若者の活躍に関連する事業」を新たに重点支援項目として追加。</p> <p>【想定される事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の女性をターゲットとしたデジタル人材としてのスキルアップと就労斡旋を行う事業</li> <li>・企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング事業</li> <li>・起業志向の若者を受け入れて創業をサポートする事業</li> <li>・若者の交流拠点の運営、若者のニーズを踏まえたサービスの提供を行う事業</li> </ul> |
| ②実施期間を最大2年まで拡大                  | <p>○交付金事業の実施期間はこれまで1年（単年度）としていたところ、実施期間を交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年まで拡大。</p> <p>※ただし、交付決定は単年度ごとに行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ③「やむを得ない事情」について事前着手可能           | <p>○「やむを得ない事情」により交付決定前に事業着手（工事発注など）が必要な場合は、交付決定前着手届を提出することで交付決定前の事業着手を可能とする。</p> <p>【やむを得ない事情として想定される事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修対象の建物について競合他者がいるため、交付決定前に早期に購入しなければ事業が実施できなくなる場合</li> <li>・導入する機械装置等が海外からの輸入品で納品までに相当の期間を要するため、年度内に完了するためには交付決定前に発注する必要がある場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>                                                                                                                             |
| ④リースを活用する場合の弾力的運用               | <p>○対象経費の一部をリース資機材で調達する場合、交付金事業者と地域のリース会社が共同申請を行い事業に取り組むときは、そのリース額を地域金融機関からの融資相当額とみなす。</p> <p>※ただし、地域金融機関等の融資等は必須（全額リースによる調達は不可）。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

# ローカル10,000における「生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業」の事例

事業者：株式会社 井上寅雄農園  
(代表取締役：井上 隆太郎氏)

市町村：長野県佐久市

公費による交付額：14,000千円

融資額：14,000千円

事業概要：

先進的なヨーロッパの最新鋭の設備とICTの使用により、佐久市から農業のDXを体現する。

(R3採択)

新規雇用人数：5名 (R6.3月時点)



観光業の活性化に寄与するため、新たにいちご狩り事業を行うハウス設備を導入。最新鋭のリフト式ハウス設備の取り入れ、温度管理・灌水・日照時間の管理など、イチゴの生育過程においてデジタル技術を全面的に活用し、24時間体制で環境制御を行うことで、効率的に生産を行い、生産性を劇的に向上させる。

また、効率的に農業経営を行うため、先に自社で開発した、全国のプロ農家から指導が受けられる農業スキルシェアサービス「アグティー」の改修を行い、農業者との意見交換や技術の提供等を行って、農業技術の継承や後継者の育成等に努める。

事業者：有限会社 越戸きのご園  
(代表取締役：越戸翔氏)

市町村：岩手県久慈市

公費による交付額：40,000千円

融資額：57,505千円

事業概要：

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培により「菌床しいたけ」の一大産地化を目指す。

(H27採択)

新規雇用人数：17名 (R6.3月時点)



ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術を確立するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。

久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。

## ローカル10,000における「脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業」の事例

事業者：Brewing Farmers&Company 合同会社  
(代表社員：鈴木 健之助氏)

市町村：長野県佐久市

公費による交付額：4,333千円

融資額：4,334千円

事業概要：

工場跡をリフォームし、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う世界初の持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。

(R2採択)

新規雇用人数：1名 (R6.3月時点)



若者の人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等の地域課題のため、工場跡を再活用し、新たに地域循環型の醸造(どぶろく・麴製造)を行う。

薪ボイラーも整備し、エネルギー源としては地元産の間伐材を活用する。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。

また、空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業することで、雇用の創出と経済波及効果を生み出す。

事業者：農業生産法人 もがみグリーンファーム（株）  
(代表取締役：大場 利秋 氏)

市町村：山形県最上町

公費による交付額：8,000千円

融資額：29,300千円

事業概要：

未利用バイオマス（木質燃料用ペレット、もみ殻固形燃料）を活用した新たなビジネスにより地域の経済循環を創出する。  
(H26採択)



木質燃料用ペレットやもみ殻固形燃料の製造プラントを整備し、地域暖房の燃料として供給する。

高齢化などから森林の整備が進まなく荒廃が進む地域において、木質燃料ペレットの製造に伴い、山林の整備が促進され、さらに整備費用に還元されることが期待される。

また、山村地域の大きな課題である高齢化に伴う離農・耕作放棄地が増加する地域において、もみ殻の廃棄物処理からバイオマスエネルギー利用は大きな課題解決の一助となる。



# ローカル10,000における「女性活躍・若者活躍に資する事業」の事例

事業者：有限会社A・S・S  
(代表取締役：坂上直寛氏)

市町村：鹿児島県出水市

公費による交付額：14,000千円

融資額：14,000千円

事業概要：

子育て中の女性向けのWEBライティングの  
スキルアップと業務斡旋  
(R4採択)

新規雇用人数：13名 (R6.3月時点)



人口流出や子育て世代の就労問題等の解決や魅力的な仕事と女性活躍に向けた環境を創出するため、地域商店街中心に位置する金融機関の店舗跡を活用して、コワーキングスペースとともに事業所内保育施設を整備。

テレワークでWEBライティングの仕事に従事しスキルアップを行うなど、育児中でも仕事をしながら無理のない働き方と、多様な保育サービスを提供することで人口流出の抑制に繋げるとともに、商店街関係者と様々連携することで商店街の活性化・賑わいの創出も図る。

事業者：インストラクション株式会社  
(代表取締役：加藤武氏)

市町村：新潟県長岡市

公費による交付額：10,000千円

融資額：11,000千円

事業概要：

企業向けの仕事と育児の両立コンサルティング、  
地場産品を活用した食物アレルギー児向けの対応食品の販売 (H27採択)

新規雇用人数：7名 (R6.3月時点)



待機児童問題の解決と未満児を持つ働く女性や働きたい女性の雇用の場を創出するため、「プレスクール事業」と「チューボー事業」を実施。

プレスクール事業では育児と仕事を両立させるためのコンサルティングを行い、チューボー事業では地元食材を活用しつつも食物アレルギー品目を使用しないアレルギー対応食に特化した地産地消惣菜店を整備することで、育児と仕事の両立サポートや企業内保育所設置の経済負担の軽減、雇用の創出を図る。

事業者：株式会社ベリーネ  
(代表取締役社長：先野徹史氏)

市町村：島根県浜田市

公費による交付額：7,000千円

融資額：7,000千円

事業概要：Iターン出身者の洋菓子職人を受け入れ、  
カフェ内を改装して洋菓子部門を開設  
(R4採択)

新規雇用人数：2名 (R6.3月時点)



ベリーネの業績向上と地元地域の貢献につなげるため、カフェ内の遊休区画を改装して洋菓子部門を開設。

独立志向のパティシエ（洋菓子職人）を過疎地域で受け入れて開業をサポートするとともに、ベリーネの農産物を活用して6次産業化に取り組むことで、高付加価値化を図っている。カフェと洋菓子部門との相乗効果を期待し、お客様に満足していただける観光農園として地域活性化に貢献している。

# ローカル10,000と関係補助金の比較①

| 政策名      | ローカル10,000<br>(国庫補助事業)                                                                                                                               | ローカル10,000<br>(地方単独事業)                                                            | 新しい地方経済・生活環境創生交付金<br>(第2世代交付金<br>(拠点整備事業))                                                               | 新しい地方経済・生活環境創生交付金<br>(第2世代交付金<br>(移住・起業・就業型))                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的       | 地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造                                                                                               | ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大                | 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援      | 地域の課題解決を目的とした起業等をする方を支援し、地域課題の解決を通して地方創生を実現                                          |
| 予算額      | R6補正 20.6億円<br>R7当初 6.2億円                                                                                                                            | -                                                                                 | R6補正1,000億円の内数<br>R7当初2,000億円の内数                                                                         | R7当初 2,000億円の内数                                                                      |
| 補助率      | 1/2                                                                                                                                                  | 0.5 (措置率)                                                                         | 1/2                                                                                                      | 1/2                                                                                  |
| 国・地方負担割合 | 原則 国1/2 地方1/2<br>【条件不利地域】<br>財政力0.25以上 国2/3 地方1/3<br>財政力0.25未満 国3/4 地方1/4<br>【重点支援事業】<br>デジタル技術活用 国3/4 地方1/4<br>脱炭素 国3/4 地方1/4<br>女性・若者活躍 国3/4 地方1/4 | -                                                                                 | 国1/2、地方1/2                                                                                               | 国1/2、都道府県1/2                                                                         |
| 上限額      | 2,500万円 (融資/公費 1~1.5)<br>3,500万円 (融資/公費 1.5~2.0)<br>5,000万円 (融資額/公費 2.0~)                                                                            | 1,500万円 (融資/公費 1~)<br>800万円 (融資/公費 0/5~1.0)<br>200万円 (融資/公費 ~0.5)                 | 自治体ごとの交付上限額<br>15億円 (都道府県) /年度<br>15億円 (中枢中核都市) /年度<br>※1事業当たり国費15億円<br>10億円 (市区町村) /年度<br>※1事業当たり国費10億円 | 200万円                                                                                |
| 対象経費     | 施設整備費、機械装置費、備品費                                                                                                                                      | 施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等                                                      | 主にハード経費                                                                                                  | 起業に必要な経費                                                                             |
| 要件       | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④モデル性<br>⑤地域金融機関等による融資                                                                                                | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④融資又は民間クラウドファンディング等<br>⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認 | ①目指す将来像及び課題の設定等<br>②KPI設定の適切性<br>③自立性<br>④地域の多様な主体の参画                                                    | ①地域課題の解決<br>②社会性<br>③事業性<br>④必要性<br>⑤デジタル技術の活用<br>⑥各都道府県が実施計画に定める社会的事業の分野において起業を行うこと |

# ローカル10,000と関係補助金の比較②

| 政策名      | ローカル10,000<br>(国庫補助事業)                                                                                                                               | ローカル10,000<br>(地方単独事業)                                                            | ものづくり・商業・サービス<br>生産性向上促進補助金                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                          | 小規模事業者持続化補助金                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 目的       | 地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造                                                                                               | ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大                | 中小企業等が行う、革新的な新製品・新サービスの開発等に必要な設備投資等を支援することで生産性を向上                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                          | 小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を推進                                                          |
| 予算額      | R6補正 20.6億円<br>R7当初 6.2億円                                                                                                                            | -                                                                                 | R6補正 3,400億円の内数                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                          | R6補正 3,400億円の内数                                                                 |
| 補助率      | 1/2                                                                                                                                                  | 0.5 (措置率)                                                                         | 製品・サービス高付加価値化枠<br>中小企業 1/2<br>小規模・再生 2/3                                                                                                                                                                                                                                 | グローバル枠<br>中小企業 1/2<br>小規模 2/3                                                            | 2/3～3/4                                                                         |
|          |                                                                                                                                                      |                                                                                   | <特例> 最低賃金引上げ特例 2/3 (小規模・再生は除く)                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                          |                                                                                 |
| 国・地方負担割合 | 原則 国1/2 地方1/2<br>【条件不利地域】<br>財政力0.25以上 国2/3 地方1/3<br>財政力0.25未満 国3/4 地方1/4<br>【重点支援事業】<br>デジタル技術活用 国3/4 地方1/4<br>脱炭素 国3/4 地方1/4<br>女性・若者活躍 国3/4 地方1/4 | -                                                                                 | 国 10/10                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                          | 国10/10                                                                          |
| 上限額      | 2,500万円 (融資/公費 1～1.5)<br>3,500万円 (融資/公費 1.5～2.0)<br>5,000万円 (融資額/公費 2.0～)                                                                            | 1,500万円 (融資/公費 1～)<br>800万円 (融資/公費 0/5～1.0)<br>200万円 (融資/公費 ～0.5)                 | 5人以下 750万円 (850万円)<br>6～20人 1,000万円 (1,250万円)<br>21～50人 1,500万円 (2,500万円)<br>51人以上 2,500万円 (3,500万円)                                                                                                                                                                     | 3,000万円 (3,100～4,000万円)                                                                  | 50万円～250万円<br>※インボイス特例に該当する場合は上記の上限額に50万円上乗せ<br>※賃金引上げ特例に該当する場合は上記の上限額に150万円上乗せ |
|          |                                                                                                                                                      |                                                                                   | <特例> 大幅賃上げ特例 100万円～1,000万円上乗せ (最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く)<br>※上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。                                                                                                                                                                               |                                                                                          |                                                                                 |
| 対象経費     | 施設整備費、機械装置費、備品費                                                                                                                                      | 施設整備費、機械装置費、備品費、<br>広告宣伝費、商品開発費等                                                  | 機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費                                                                                                                                                                                                        | 機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 | 機械装置費、<br>新商品開発費、広報費等                                                           |
| 要件       | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④モデル性<br>⑤地域金融機関等による融資                                                                                                | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④融資又は民間クラウドファンディング等<br>⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認 | 以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行。<br>①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加<br>②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加<br>③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準<br>④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 (従業員21名以上の場合のみ)<br>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 |                                                                                          | ①事業者自らが事業計画書を策定し、<br>商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組むもの                                 |

# ローカル10,000と関係補助金の比較③

| 政策名      | ローカル10,000<br>(国庫補助事業)                                                                                                                               | ローカル10,000<br>(地方単独事業)                                                            | 事業再構築補助金                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                          |                                                             |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 目的       | 地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造                                                                                               | ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大                | 新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域プライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援                                                                                |                                                                                                                                                          |                                                             |
| 予算額      | R6補正 20.6億円<br>R7当初 6.2億円                                                                                                                            | -                                                                                 | R2 3次補正：1兆1,485億円 R3補正：6,123億円 R4予備費：1,000億円 R4 2次補正：5,800億円 R5補正：1,000億円（同基金の省力化補助金）                                                                                 |                                                                                                                                                          |                                                             |
| 補助率      | 1/2                                                                                                                                                  | 0.5（措置率）                                                                          | 成長分野進出枠                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                          | コロナ回復加速化枠                                                   |
|          |                                                                                                                                                      |                                                                                   | 通常類型                                                                                                                                                                  | GX進出類型                                                                                                                                                   | 最低賃金類型                                                      |
|          |                                                                                                                                                      |                                                                                   | 中小企業1/2（※2/3）<br>中堅企業1/3（※1/2）<br>※短期間に大規模賃上げを行う場合                                                                                                                    | 中小企業1/2（※2/3）<br>中堅企業1/3（※1/2）<br>※短期間に大規模賃上げを行う場合                                                                                                       | 中小企業3/4（※2/3）<br>中堅企業2/3（※1/2）<br>※コロナ借換保証等で歳末債務を借り換えていない場合 |
| 国・地方負担割合 | 原則 国1/2 地方1/2<br>【条件不利地域】<br>財政力0.25以上 国2/3 地方1/3<br>財政力0.25未満 国3/4 地方1/4<br>【重点支援事業】<br>デジタル技術活用 国3/4 地方1/4<br>脱炭素 国3/4 地方1/4<br>女性・若者活躍 国3/4 地方1/4 | -                                                                                 | 国10/10                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                          |                                                             |
| 上限額      | 2,500万円（融資/公費 1～1.5）<br>3,500万円（融資/公費 1.5～2.0）<br>5,000万円（融資額/公費 2.0～）                                                                               | 1,500万円（融資/公費 1～）<br>800万円（融資/公費 0/5～1.0）<br>200万円（融資/公費 ～0.5）                    | 20人以下：1,500万円（2,000万円）<br>21～50人：3,000万円（4,000万円）<br>51～100人：4,000万円（5,000万円）<br>101以上：6,000万円（7,000万円）<br>※人数は従業員規模、カッコ内は短期的に大幅賃上げを行う場合の上限額                          | 【中小企業】<br>20人以下：3,000万円（4,000万円）<br>21～50人：5,000万円（6,000万円）<br>51人～100人：7,000万円（8,000万円）<br>101人以上：8,000万円（1億円）<br>【中堅企業】<br>従業員規模に関わらず1億円（1.5億円）<br>※同左 | 5人以下：500万円<br>6～20人：1,000万円<br>21人以上：1,500万円                |
| 対象経費     | 施設整備費、機械装置費、備品費                                                                                                                                      | 施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等                                                      | 建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費<br>※廃業費は成長分野促進枠（通常類型）のみ                                                                                           |                                                                                                                                                          |                                                             |
| 要件       | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④モデル性<br>⑤地域金融機関等による融資                                                                                                | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④融資又は民間クラウドファンディング等<br>⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認 | 【基本要件】<br>①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること<br>②事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること<br>③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率3～5%以上増加（※事業類型により異なる。）、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均3～5%以上の達成（※） |                                                                                                                                                          |                                                             |
|          |                                                                                                                                                      |                                                                                   | ・ポストコロナに対応した、成長分野へ的大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者<br>・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者                                                                                            | ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題に資する取組をこれから行う事業者                                                                                                       | ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける事業者                           |

# ローカル10,000と関係補助金の比較④

| 政策名      | ローカル10,000<br>(国庫補助事業)                                                                                                                               | ローカル10,000<br>(地方単独事業)                                                            | 農山漁村振興交付金 地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出整備事業）                                                                                                       |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                                                                                                                      |                                                                                   | 定住促進・交流対<br>策型                                                                                                                               | 産業支援型                                                                                                                                                                                  | 農泊推進型（※①or②のどちらか）<br>①市町村・中核法人実施型<br>②農家民泊経営者等実施型                                                                                                                                                                                                                             | 農福連携型                                                                                                                  |
| 目的       | 地方公共団体が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による新規事業を支援することにより地域経済循環を創造                                                                                               | ローカル10,000に準ずる地方単独事業の創業等に要する経費について特別交付税措置を講じ、地域資源を活用した全国各地での創業等を拡大                | 農山漁村の多様な地域資源を活用し、新たな付加価値を創出する施設整備を支援します。                                                                                                     |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                        |
| 予算額      | R6補正 20.6億円<br>R7当初 6.2億円                                                                                                                            | -                                                                                 | R7当初 7,389百万円の内数                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                        |
| 補助率      | 1/2                                                                                                                                                  | 0.5（措置率）                                                                          | 1/2                                                                                                                                          | 3/10(通常)<br>1/2（中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合）                                                                                                  | 1/2                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                        |
| 国・地方負担割合 | 原則 国1/2 地方1/2<br>【条件不利地域】<br>財政力0.25以上 国2/3 地方1/3<br>財政力0.25未満 国3/4 地方1/4<br>【重点支援事業】<br>デジタル技術活用 国3/4 地方1/4<br>脱炭素 国3/4 地方1/4<br>女性・若者活躍 国3/4 地方1/4 | -                                                                                 | 1/2の補助については全額国費負担                                                                                                                            | 3/10（通常）・1/2の補助については全額国費負担                                                                                                                                                             | 1/2の補助については全額国費負担                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                        |
| 上限額      | 2,500万円（融資/公費 1～1.5）<br>3,500万円（融資/公費 1.5～2.0）<br>5,000万円（融資額/公費 2.0～）                                                                               | 1,500万円（融資/公費 1～）<br>800万円（融資/公費 0/5～1.0）<br>200万円（融資/公費 ～0.5）                    | 4 億円(税込)<br>建築物であれば延べ床面積 1 m当たり29万円（事業費ベース・税込）                                                                                               | 原則1億円<br>（BtoBの取組において取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する場合、上限額は2 億円）                                                                                                                        | ①原則2,500万円<br>ただし、古民家等の遊休施設を活用した施設整備で一定の要件を満たす場合は上限5,000万円<br>市町村所有の廃校等の遊休施設を活用した大規模宿泊施設整備で一定の要件を満たす場合は上限1 億円<br>②1地域あたり5,000万円 かつ 1経営者あたり1,000万円<br>※地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合は、上限額の加算有                                                                                | 簡易整備の場合は上限200万円<br>高度経営の場合は上限1,000万円<br>経営支援の場合は上限2,500万円<br>介護・機能維持の場合は上限400万円                                        |
| 対象経費     | 施設整備費、機械装置費、備品費                                                                                                                                      | 施設整備費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費等                                                      | 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備費                                                                                                                    | 農林水産物加工・販売施設等の整備費                                                                                                                                                                      | ①古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストランの整備費<br>②農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修に要する経費                                                                                                                                                                                                              | 障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備                                                                          |
| 要件       | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④モデル性<br>⑤地域金融機関等による融資                                                                                                | ①地域密着型<br>②地域課題への対応<br>③新規性<br>④融資又は民間クラウドファンディング等<br>⑤地方自治体において有識者の審査又は商工会議所等の確認 | ・地方公共団体が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成すること<br>・市街化区域（用途地域も含む）以外であること<br>・農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域または農林漁業者数の割合がおおむね5%以上の地域であること（漁港と一体的に発展した地域も可）等 | ・事業実施主体は、農林漁業者団体、中小企業者とし、次のいずれかの認定を必要とする<br>①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定<br>②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定<br>③都道府県又は市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定<br>・制度資金等の融資又は出資を活用すること<br>・多様な事業者とネットワークを構築すること | ①・市町村以外を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。<br>②・農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。<br>・連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度末までに旅館業法の許可を取得していること。<br>③・宿泊施設を避難所等として活用する場合は、中山間地域等を含む地域における取組であること。<br><br>(共通)<br>・オンライン予約に対応する 等 | ・農林水産分野の作業に携わる、障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること。 等 |



# ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数

R7年3月末時点

|    |      | 団体内訳   |       |       |       |       |       |      | 件数   |     |    |      |     |      | 団体内訳  |       |       |        |        |       |        | 件数   |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
|----|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-----|----|------|-----|------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|------|------|-------|------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|---|
|    |      |        |       |       |       |       |       |      | 都道府県 | 市町村 | 合計 | 採択団体 |     |      |       |       |       |        |        |       |        | 都道府県 | 市町村  | 合計    | 採択団体 |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 1  | 北海道  | 道①     | 芦別市   | 江別市④  | 三笠市   | 網走市   | 石狩市   | 新冠町  | 1    | 31  | 32 | 26   | 25  | 滋賀県  | 県①    | 米原市②  | 高島市   | 長浜市③   | 東近江市②  | 近江八幡市 | 彦根市②   | 1    | 16   | 17    | 12   |     |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 函館市    | 夕張市   | 仁木町   | 根室市   | 南幌町   | 中標津町  | 真狩村  |      |     |    |      | 26  |      | 京都府   | 福知山市③ | 南丹市   | 京丹後市⑧  | 舞鶴市    | 亀岡市   |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    | 14 | 14 | 5 |
|    |      | 足寄町    | 美唄市②  | 中川町   | 上士幌町  | 中頓別町  | 帯広市   | 積丹町② |      |     |    |      |     |      |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 鶴居村    | 長沼町②  | 弟子屈町  | 留萌市   | 中富良野町 |       |      |      |     |    |      |     |      |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 2  | 青森県  | 青森市    | 中泊町   | 八戸市②  | 五所川原市 | 深浦町   | 六ヶ所村  |      |      | 7   | 7  | 6    | 27  | 大阪府  | 大東市   | 能勢町   | 田尻町   |        |        |       |        |      |      |       | 3    | 3   | 3   |     |     |    |    |    |   |
| 3  | 岩手県  | 久慈市②   | 西和賀町③ | 岩手町   | 大船渡市③ | 軽米町   | 陸前高田市 | 花巻市② |      |     | 17 | 17   | 9   | 28   | 兵庫県   | 県⑨    | 豊岡市⑩  | 養父市⑨   | 南あわじ市② | たつの市  | 宍粟市    | 多可町② | 9    | 53    | 62   | 18  |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 淡路市③   | 香美町②  | 丹波市③  | 市川町   | 朝来市④  | 佐用町   | 神戸市② |      |     |    |      |     |      |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 加西市    | 神河町②  | 新温泉町② | 丹波篠山市 |       |       |      |      |     |    |      |     |      |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 4  | 宮城県  | 気仙沼市   | 登米市   | 蔵王町   |       |       |       |      |      | 3   | 3  | 3    | 29  | 奈良県  | 県④    | 宇陀市④  | 斑鳩町②  | 明日香村②  | 三郷町④   | 安堵町   | 天理市②   | 4    | 23   | 27    | 12   |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 5  | 秋田県  | 県⑪     | 大館市③  | にかほ市  | 男鹿市   | 秋田市   | 羽後町   | 八郎潟町 | 11   | 8   | 19 | 7    |     | 御所市  | 田原本町  | 王寺町   | 下市町③  | 大和郡山市② |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 6  | 山形県  | 金山町    | 最上町②  | 戸沢村②  | 尾花沢市② | 小国町②  | 上山市②  | 南陽市  |      | 19  | 19 | 13   | 30  | 和歌山県 | 県①    | 有田市   | 太地町   | 湯浅町    | 日高川町   | 広川町   | 新宮市    | 1    | 6    | 7     | 7    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 7  | 福島県  | 喜多方市②  | 会津若松市 | 白河市   | 新地町   | 玉川村   |       |      |      |     |    |      |     | 6    | 6     | 5     | 31    | 鳥取県    | 県①     | 若桜町   | 湯梨浜町   | 境港市  | 智頭町  |       | 1    | 4   | 5   | 5   |     |    |    |    |   |
| 8  | 茨城県  | 笠間市②   | 桜川市   | つくば市  | 土浦市   |       |       |      |      | 5   | 5  | 4    | 32  | 島根県  | 出雲市②  | 益田市   | 江津市③  | 海士町③   | 奥出雲町②  | 安来市   | 飯南町    |      | 18   | 18    | 11   |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 9  | 栃木県  | 県②     | 茂木町   |       |       |       |       |      | 2    | 1   | 3  | 2    |     | 松江市  | 知夫村②  | 隠岐の島町 | 浜田市   |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 10 | 群馬県  | 桐生市    | 榛東村   | 下仁田町③ | みなかみ町 |       |       |      |      | 6   | 6  | 4    | 33  | 岡山県  | 倉敷市④  | 美作市   | 新見市③  | 真庭市    | 矢掛町    | 吉備中央町 | 浅口市    |      | 15   | 15    | 8    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 11 | 埼玉県  | 東松山市   | 秩父市②  | 三芳町   | 川越市   | 行田市   |       |      |      | 6   | 6  | 5    | 34  | 広島県  | 神石高原町 | 呉市③   | 尾道市   | 竹原市    | 世羅町    | 廿日市市  |        |      |      |       |      |     | 8   | 8   | 6   |    |    |    |   |
| 12 | 千葉県  | 大多喜町①  | 御宿町   | 香取市   | 市原市②  | 白子町   | 旭市    | 匝瑳市  |      | 9   | 9  | 7    | 35  | 山口県  | 萩市    | 下関市   | 周南市   | 山口市    |        |       |        |      | 4    | 4     | 4    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 13 | 東京都  | 町田市②   |       |       |       |       |       |      |      | 2   | 2  | 1    | 36  | 徳島県  | 県⑭    | 阿南市②  | 神山町   | 那賀町    | 美馬市②   |       |        | 14   | 6    | 20    | 5    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 14 | 神奈川県 | 県①     | 小田原市③ | 座間市   |       |       |       |      | 1    | 4   | 5  | 3    | 37  | 香川県  | 県①    | 土庄町   | まんのう町 | 三豊市    | 高松市    | 小豆島町⑧ | 東かがわ市  | 1    | 13   | 14    | 7    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 15 | 新潟県  | 県①     | 三条市   | 五泉市   | 津南町②  | 長岡市④  | 阿賀野市② | 佐渡市④ | 1    | 19  | 20 | 11   | 38  | 愛媛県  | 県①    | 今治市⑤  | 宇和島市③ | 松山市③   | 西条市    | 新居浜市③ | 久万高原町② | 1    | 17   | 18    | 7    |     |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 見附市    | 妙高市   | 南魚沼市② | 新発田市  |       |       |      |      |     |    |      |     |      |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 16 | 富山県  | 魚津市    | 南砺市②  | 射水市   |       |       |       |      |      | 4   | 4  | 3    | 39  | 高知県  | 県①    | 高知市   | 四万十市  |        |        |       |        | 1    | 2    | 3     | 3    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 17 | 石川県  | 輪島市②   | 能登町   |       |       |       |       |      |      | 3   | 3  | 2    | 40  | 福岡県  | 北九州市② | 築上町   | 行橋市   | みやま市   | 糸島市    | 芦屋町   | 柳川市②   |      | 13   | 13    | 10   |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 18 | 福井県  | 県③     | 鯖江市   | 敦賀市②  | 小浜市   | 坂井市   | 勝山市   | 美浜町  | 3    | 12  | 15 | 9    |     | 宗像市  | 福智町②  | 岡垣町   |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 19 | 山梨県  | 南アルプス市 | 北杜市   | 笛吹市   | 都留市   | 大月市   | 小菅村   |      |      | 6   | 6  | 6    | 41  | 佐賀県  | 江北町   | 佐賀市   | 鹿島市   | 太良町    | 白石町    |       |        |      | 5    | 5     | 5    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 20 | 長野県  | 県②     | 上田市   | 長和町   | 長野市②  | 下條村   | 東御市   | 佐久市⑥ | 2    | 17  | 19 | 10   | 42  | 長崎県  | 杵岐市④  | 島原市②  | 対馬市   | 新上五島町  | 長崎市②   | 大村市   | 五島市    |      | 12   | 12    | 7    |     |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 小諸市③   | 松川村   | 白馬村   |       |       |       |      |      |     |    |      |     |      |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 岐阜県    | 県①    | 山県市③  | 多治見市② | 関市②   | 白川村   | 郡上市  |      |     |    |      | 下呂市 | 南関町  | 熊本市   | 荒尾市   | 山鹿市   | 人吉市    | 天草市    |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 21 | 岐阜県  | 羽島市    | 可児市   | 飛騨市   | 揖斐川町  | 各務原市② | 本巣市   | 高山市② | 1    | 21  | 22 | 16   | 44  | 大分県  | 県①    | 宇佐市   | 豊後大野市 |        |        |       |        |      | 1    | 2     | 3    | 3   |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 恵那市    | 瑞穂市   |       |       |       |       |      |      |     |    |      |     |      |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      |     |     |     |     |    |    |    |   |
|    |      | 静岡県    | 静岡市②  | 浜松市   |       |       |       |      |      |     |    |      |     |      | 3     | 3     | 2     | 46     | 鹿児島県   | 鹿屋市③  | 垂水市②   | 湧水町  | 徳之島町 | 志布志市③ | 大崎町  | 指宿市 |     | 17  | 17  | 11 |    |    |   |
| 23 | 愛知県  | 岡崎市②   | 美浜町   | 大治町   | 西尾市   | 設楽町   | 田原市   |      |      | 7   | 7  | 6    | 47  | 沖縄県  | 南城市②  | 那覇市   | 本部町   | うるま市   | 竹富町    |       |        |      | 6    | 6     | 5    |     |     |     |     |    |    |    |   |
| 24 | 三重県  | 鳥羽市    | 多気町②  | いなべ市  |       |       |       |      |      | 4   | 4  | 3    |     | 計    |       |       |       |        |        |       |        |      |      |       |      | 65  | 495 | 560 | 333 |    |    |    |   |

## ローカル10,000プロジェクト 連携金融機関の状況

R7年3月末時点

[illegible]

※地方銀行、第2地方銀行については全行を表示しており、該当がある場合色塗りし、右欄に件数を表示している（本部所在地から圏域を越えて融資している場合あり）。

※複数の金融機関等が協調して融資する場合もあることから、該当件数と交付決定事業数は必ずしも一致しない。

※銀行数（62行+37行）、信金数（254金庫）は、令和6年3月現在。オレンジ着色は、令和6年度採択事業

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

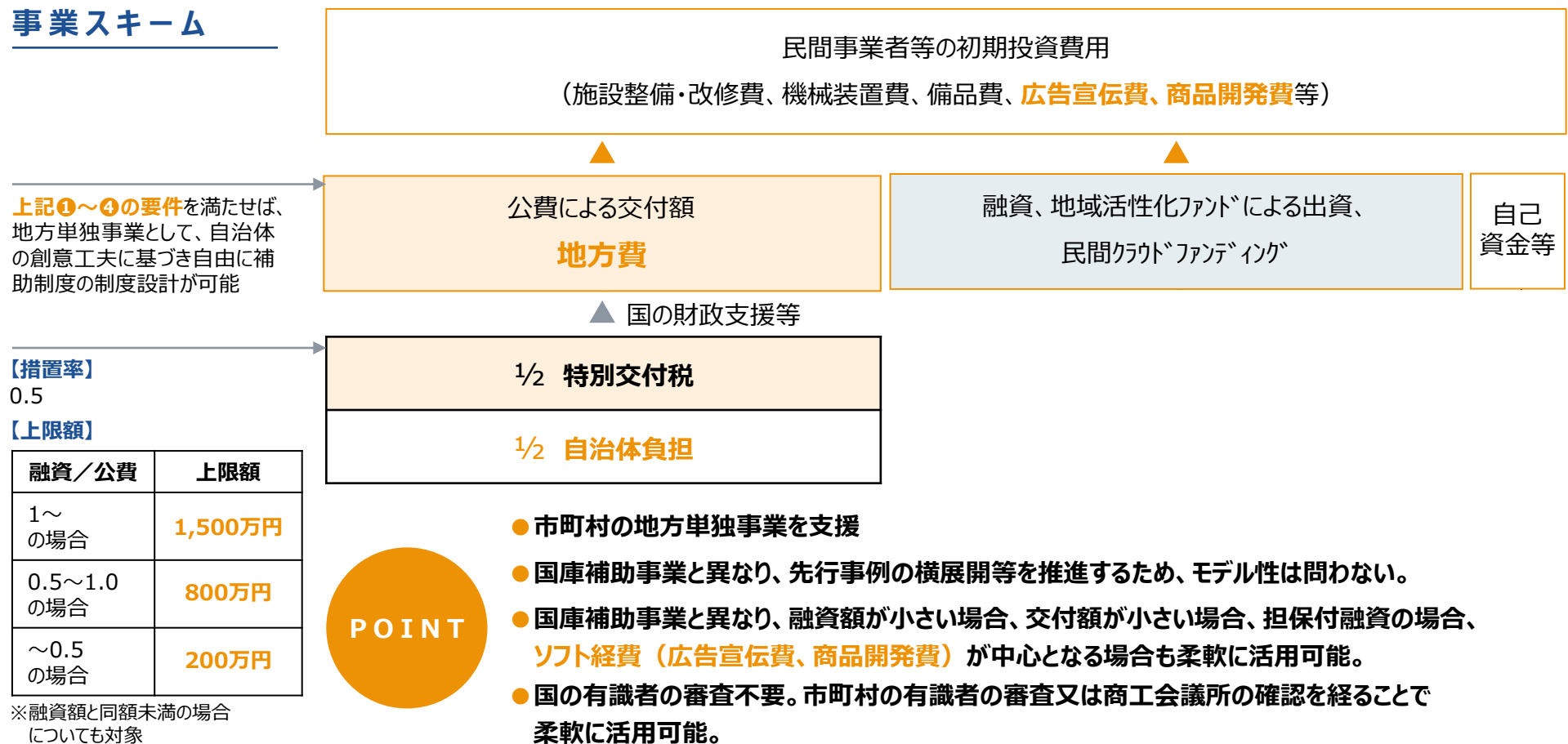
①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）

③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において外部有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

## 事業スキーム



# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例①：岐阜県山県市

## 【具体的内容①】

### 自治体名

- 岐阜県山県市

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：2,000千円（市予算額）
- 融資等：1,484千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費 など

### 審査の方法

- 山県市単独地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱に基づき設置した審査会で審査。

### 事業名

- 山県市北山地区の観光周遊促進プロジェクト

### 取組内容

- 過疎化・高齢化が進む市北部地域において、地元住民が提供する郷土料理が人気の農家レストランを移転し、周辺施設との連携、新たな情報発信拠点としての強化を目指す。

#### <自治体の声>

・単独事業は国庫補助事業と比較してモデル性の要件が省かれていること、融資額や交付額が小さい場合でも活用できることから、地域課題の解決や地域活性化に活用できる幅が広がると捉え、市単独の補助金要綱を策定した。

#### <事業者の声>

・市の廃校を活用した農家レストランが施設の老朽化により廃校での営業ができなくなり、新たな拠点で他の滞在拠点施設と連携した事業を計画し市に相談したところ、ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の案内があった。

## ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例② 北海道本別町

### 【具体的内容②】

#### 自治体名

- 北海道本別町

#### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：12,000千円
- 融資等：12,000千円
- 初期投資内容：施設整備費

#### 審査の方法

- 要綱の第6条で「町長が認める団体の審査」もしくは「商工会が確認」となっており、今回は関連するSDGs・脱炭素推進協議会（審査員は商工会、建設会社、大学などにより構成）で審査。

#### 事業名

- 本別町地域経済循環創造事業

#### 取組内容

- コワーキングスペースを整備し、地域内外企業・自治体と連携して、地域商品のブランディング、空き店舗のサブリース事業を行うことで、地域内の社会課題を経済的取組によって解決できる事業モデルを構築する。

#### <自治体の声>

- ・国の補助事業の活用が困難になったため、地方単独事業に移行することとした。町で要綱等のルールを定めることによりスピード感を持って進められていることがメリットであると感じている。

#### <事業者の声>

- ・今回立ち上げる会社の前に、コンサルティング事業で本別町役場や民間事業者と関わってきた。
- ・本別町に訪れるたび、様々な人と交流するうちに町に思い入れを持つようになったのがきっかけである。
- ・また、この制度の最大利点は町に認められる事業となることであると感じている。さらに制度上、金融機関の融資審査を通過している事業として認知を受けることがさらなる強みとなり、その点がメリットだと感じている。



# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の活用事例③：群馬県南牧村

## 【具体的内容③】

### 自治体名

- 群馬県南牧村

### 自治体・金融機関の支援内容

- 交付額：15,000千円
- 融資等：18,000千円
- 初期投資内容：施設整備費、機械装置費

### 審査の方法

- 役場の複数の部署と複数の金融機関にお声がけし、協議を行った。正式な審査はこれからとなるが、村の商工会には創業支援にあたりアドバイスや意見書のような形で確認をいただく予定。

### 事業名

- 有害鳥獣処理加工支援事業

### 取組内容

- 有害鳥獣による農林産物被害の軽減を図るため、捕獲した有害鳥獣を地域資源として有効利用することを促進し、「南牧ジビエ」のブランド化を目指したジビエ商品の開発や販売等の事業を起業する事業者に対し、初期投資費用を支援する。

#### <自治体の声>

- ・南牧村では新規事業者からの相談を受け、村としても推進したい事業であったことから令和5年度より支援を検討していた。
- ・そのような中で群馬県よりローカル10,000プロジェクト（国庫補助）の活用についてご教授いただき、今年度中の事業開始に向けて具体的な協議を勧めていたところ、国の補助事業の活用が困難になったため代替えとなる支援施策を検討した結果、今回の地方単独事業の実施を行う事となった。
- ・国庫補助事業の補正対応及び次年度を待つことも考えたが、施設等の整備の期間も考えると事業の確実な実施が難しくなることや完全な新規事業者であったため実施予定者の生活を担保する観点からも早期な着手が望ましいのと判断で地方単独事業を活用することとなった。
- ・村の負担は大幅に増加するが、国庫事業については採択されるかも不確定なのに対し、地方単独事業であれば国庫補助の要件に沿う形で実施することで特別交付税の対象とすることが可能であり、確実な実施の見込みが立てられることも要因となった。

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例①：岐阜県山県市

## 山県市単独地域経済循環創造事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、山県市単独地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する民間事業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- （1） 市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であること。
- （2） 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- （3） 市税を滞納していないこと。
- （4） 山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者又は暴力団等と密接な関係を有していないこと。

### （事業内容）

第3条 次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために補助対象者が、初期投資を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付する。

- （1） 地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- （2） 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- （3） 補助対象者にとってこれまでの取組とは異なる新たな事業であること。
- （4） 補助対象経費のうち、補助金及び自己資金を除いた額（以下「融資額等」という。）については、次のいずれかの方法で資金調達をすること。

- ア 地域金融機関等による融資
- イ 地域活性化ファンドによる出資
- ウ 民間クラウドファンディングによる寄附

### （補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が第8条に規定する交付決定の日以降から第

### （審査会）

第7条 市長は、補助事業の審査に当たって、審査会を設置する。

- 2 審査会は、必要に応じて申請した団体に説明を求めることができる。
- 3 前項に係る内容については、非公開とする。
- 4 審査会は、補助事業を審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 5 第1項に規定する審査会の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

審査等

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例②：北海道本別町

## 本別町地域経済循環創造事業補助金交付要綱

本別町告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、本別町地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び団体等に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和61年本別町規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に会社を登記する新規性の高い地域課題への対応を行う民間事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、施設整備・改修費、機械装置費、備品費、広告宣伝費、商品開発費、調査研究費、事業構築費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金額は、交付対象経費から融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等の合計額を除いた額を対象に、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

（1） 融資額等が補助金額と同額以上の額の場合 1,500万円

（2） 融資額等が補助金額の0.5倍以上同額未満の額の場合 800万円

（3） 融資額等が補助金額の0.5倍未満の額の場合 200万円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、本別町地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 実施計画書

（2） その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を町長が認める団体の審査もしくは本別町商工会が確認し、補助金の交付を認めたときは、本別町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

審査等

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

④新規性（新規事業）

③融資等

# ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）の要綱例③：群馬県南牧村

## 南牧村創業等促進事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、南牧村でローカル10,000プロジェクト事業又は当該事業に準ずる村の単独事業を活用し創業等をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南牧村補助金等に関する規則（昭和53年南牧村規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項第1号及び第2号に規定する行為をいう。
- (2) 第二創業 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一年度内に先代から事業（会社を含む。）を引き継いだ者又は引き継ぐ予定の者が、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。
- (3) 創業等 創業又は第二創業をいう。
- (4) 会社創業等 産業競争力強化法第2条第28項第2号に規定する創業又は会社を引き継ぐ第二創業をいう。
- (5) 事業所 個人事業者にあつては事業の用に供する事務所等、会社にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。
- (6) 地域資源 本村の特産物として相当程度認識されている農林水産物及び鉱工業製品並びにこれらの生産に係る技術並びに文化財、自然の風景地その他観光資源をいう。
- (7) 地域の強み 本村における産業特性、地理的特性、人材・教育、地域の協力体制などをいう。
- (8) 創業支援等事業者 産業競争力強化法第127条第1項の規定により本村が作成する創業支援等事業計画において、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催等を実施する者とされている者をいう。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」と

いう。）は、次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) 継続性が十分見込める事業であること。
  - (2) 本村の地域資源や地域の強みを活かした事業であること。
  - (3) 本村の地域課題の解決に繋がる事業であること。
  - (4) 地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング等の資金を活用する事業であること。
  - (5) 本村において新規性のある事業であること。
  - (6) 雇用を創出する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 公序良俗に反する事業
  - (2) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）
  - (3) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業
  - (4) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業
  - (5) 事業の開始及び継続に対し、本村において他に補助金等の支援制度がある事業
  - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が適切でないと判断する事業

### （補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日までに本村を事業所の所在地として創業等をする者で、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

- (1) 本村に住所を有する者であること。
- (2) 会社創業等の場合にあつては、当該会社の代表取締役若しくは代表社員又はこれらに就く予定の者であること。
- (3) 創業の経験がなく、又は申請時点で他の事業の経営をしていないこと。
- (4) 第7条第1号の事業計画書の作成に当たり、創業支援等事業者の指導及び確認を受けていること。

①地域密着型  
（地域資源の活用）

②地域課題への対応  
（公共的な課題の解決）

③融資等

④新規性（新規事業）

審査等



## (参考) ローカル10,000プロジェクト(地方単独事業Q&A)

| 質 問                              | 回 答                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の必須要件は何か。                      | ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる市町村の地方単独事業が対象となり、以下の4つが必須要件です。<br>①地域密着型(地域資源の活用)<br>②地域課題への対応(公共的な課題の解決につながる事業であること)<br>③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディングによる資金の活用<br>④新規性(新規事業であること)                                                                                                               |
| 対象経費は何か。                         | ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)と同様の施設整備費、機械装置費、備品費、地域の大学と連携する場合の調査研究費に加え、以下の経費(ただし、上限は1事業あたり合計200万円。)も対象となります。                                                                                                                                                                                        |
|                                  | <p>&lt;事業の立ち上げ段階&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用する地域資源の商品化可能性調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・地域内外での需要動向調査に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーション経費に係る経費(調査費、委託費)</li> <li>・実施計画書の作成に係る経費(旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費)</li> <li>・実施する事業の広告宣伝及び商品開発に係る経費(広告宣伝費、調査費、委託費)</li> </ul> |
|                                  | <p>&lt;事業立ち上げ後のフォローアップ段階に係る経費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業立ち上げ後に実施する事業の分析や再構築等、フォローアップに係る経費(旅費、謝金、会議費、調査費、委託費)</li> </ul>                                                                                                                                                |
| 対象事業費について下限額はあるか。                | 下限額はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 審査はどのように行われるのか。                  | 市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められるものとなります。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)との違いは何か。 | 先行事例の横展開等を推進するため、モデル性は問いません。また、公費に対して融資等の額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、ソフト経費(広告宣伝費、商品開発費)が中心となる場合も活用可能です。                                                                                                                                                                                         |
| 市町村で新たに要綱を作る必要があるか。              | 特別交付税措置の対象となるには、市町村における要綱に4つの要件が読み取れるように明記してもらう必要があります。新しく要綱を作るほか、既存の要綱を活用して4つの要件が読み取れるように明記してもらうことも構いません。                                                                                                                                                                                     |



# ローカルスタートアップ支援制度 「企画・立ち上げ等各段階での財政措置」

「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

## 政策促進のための対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

## 地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

### ローカルスタートアップ支援制度

| ① 事業の企画                                                                                                                                                                                                           | ② 立ち上げ準備                                                                                                                                                                      | ③ 事業立ち上げ                                                                                                                                                                                                                                                                              | ④ フォローアップ                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>特別交付税（措置率0.8）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・創業支援等事業計画の作成</li><li>・創業塾、創業セミナー、研修</li><li>・ビジネスコンテスト</li><li>・創業コーディネーターの設置</li></ul> <p>R6 市町村負担:上限100万円<br/>R7 市町村負担:上限500万円<br/>(1事業上限100万円)</p> | <b>特別交付税（措置率0.8）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域脱炭素等に係る調査分析</li><li>・地域資源の調査分析</li><li>・ビジネスモデル調査分析</li><li>・法人設立等に係る経費</li><li>・オフィスの賃貸料、インキュベーション施設</li></ul> | <b>国庫補助（補助率1/2～3/4）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）<br/>※モデル性を有するもの</li></ul> <b>特別交付税（措置率0.5）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）<br/>※モデル性は問わない</li></ul> | <b>特別交付税（措置率0.5）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・フォローアップ、再構築調査</li></ul> |

### ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

## 市町村におけるスタートアップ支援の事例（茨城県つくば市）

- スタートアップの成長と社会実装支援の官民連携の事業として、「つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業」、「つくば市未来共創プロジェクト」、「つくば市場・市民ニーズ調査事業」等、スタートアップ等の新たな技術等を活用して行政・社会課題の解決につなげるための実証等を推進。

（具体の取組概要）

### ■つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業

「スマートシティ」、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現を目指し、つくば市の地域課題解決につながることを想定した先端技術・アイデア等の市内でのトライアル企画を募集し、支援する事業。事業において、トライアル費用、専門家による助言、実証実験場の確保、大学・研究機関とのマッチング等を支援。

毎年5件程度（令和6年度4件、令和5年度5件）の提案を採択。そのうち1件をスタートアップ賞として採択し、支援。



●令和6年度事業における、優先的に取り組む7つの分野

- ①移動・物流
- ②行政
- ③健康・医療
- ④防災・インフラ・防犯
- ⑤デジタルツイン
- ⑥オープンハブ
- ⑦脱炭素・ゼロエミッション

# 市町村における創業支援の事例（島根県雲南市）

- 産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を雲南市が策定（平成27年5月認定）したことにより、**創業者は、会社設立時の登録免許税の軽減や、創業関連保証枠の拡大などの支援を受けることが可能。**
- 雲南市では、地元の商工会や金融機関などの連携支援事業者（下図参照）による創業支援を実施。このうち、市は、**創業塾、創業セミナー、地域課題解決に資する起業・創業に対する資金提供等による創業支援**を実施。

## 雲南市における創業支援体制



## 取組① Seedラボ（起業家養成塾）

- 2011～2021年まで11期続けた創業塾「幸雲南塾」を発展させ、チャレンジャーのための学び合い・実践コミュニティとして、講師を招いて創業セミナー等を実施。
- 新サービス・新商品を作りたい、ビジネスをはじめたい人などを対象として、事業計画のブラッシュアップや、地域資源を生かした事業づくりなど、7つのテーマでゼミを開設。

Seedラボ特設サイト <https://seedlabo.mystrikingly.com/>

## 取組② 雲南スペシャルチャレンジ（ビジネスコンテスト）

- ビジネスコンテストで採択された、市内での地域課題解決に資する起業・創業等に対し、チャレンジ資金（資金補助、保証料・利子補助）を提供。

### 【採用事例①】雲南創生（ソーセージ）

- ・猪肉の商品加工場を作り、加工販売を行う。
- ・有害獣被害の改善とともに、情報発信により移住促進につなげる。

### 【採用事例②】市民と商店をスマートにつなぎ便利にお買い物！

- ・移動販売車による食料品・日用品の販売を行う。
- ・高齢者の見回り・安否確認にも貢献。

スペチャレ特設サイト <https://unnan-social-challenge.jp/>



# 地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置 ※特別交付税の仕組みについては26ページを参照
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

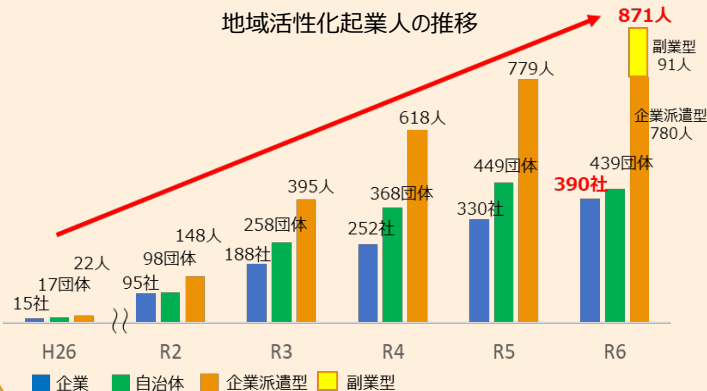
## 地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件 不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



## 協定締結

- 任期  
6か月～3年
- 活動例  
・観光振興  
・自治体・地域社会DX  
・地域産品の開発 等

社員（個人）

## 民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

### 【企業派遣型】

- 要件
  - ・自治体と**企業**が協定を締結
  - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
  - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
  - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
  - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

### 【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
  - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
  - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
  - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
  - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
  - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
  - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

## 地域活性化起業人 基本情報



【年 齢】 42歳

【活動時期】 R6.4～

【入社年度】 R3年入社  
勤務年数2年7ヶ月（R6.4.1時点）

【派遣元企業での業務や培ったノウハウ等】

- 西日本エリアを中心とした中小・スタートアップ支援
- ・ 中小・スタートアップ向け伴走支援
- ・ アクセラレーションプログラムや実証事業等の運営
- ・ 事業会社等の新規事業創出、オープンイノベーション

の取り組み支援

- ・ 起業家育成支援（ほか）

## 取組内容・成果

## ●「地域課題等×スタートアップ」に向けた取組

- ・ 行政や企業が抱える課題や新たなチャレンジ（以下、課題等）を、スタートアップの持つ新しい技術やサービスで解決するため、両者のマッチングサイト「北九州イノベーションゲート」を活用したマッチング支援を実施



マッチングサイト「北九州イノベーションゲート」

- ・ 派遣元企業で培ってきた企業の新規事業創出支援やスタートアップの成長支援等のノウハウやネットワークを活かして、多角的な視点でのヒアリングやマッチング支援を実施し、北九州のオープンイノベーション創出に尽力

## ●アントレプレナーシップ教育に向けた取組

- ・ 「起業や新しいことにチャレンジする精神」を養うことを目的に実施する小中学生向けアントレプレナーシップ教育において、講師やワークショップの審査等を実施



- ・ 派遣元企業での起業家育成のノウハウに加え、起業人自身の転職・新規事業創出経験等を伝えることで、学生のチャレンジ精神醸成に寄与

## 連絡先

【メディア等の取材連絡先】

(メールアドレス) [san-startup@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:san-startup@city.kitakyushu.lg.jp)

(電話番号) 093-582-2590

【派遣元企業へのお問合せ先】

<https://tohmatu.smartseminar.jp/public/application/add/5460>



# 地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・**地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限**

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

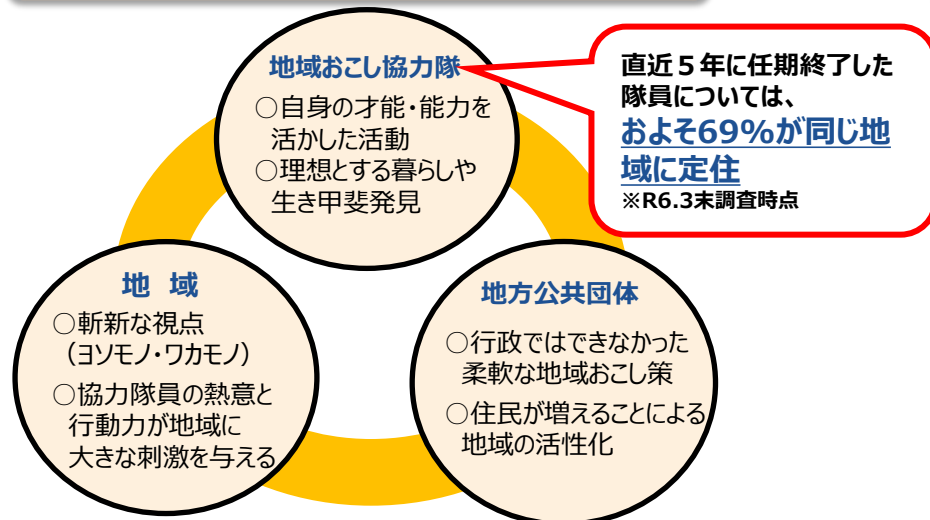
・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

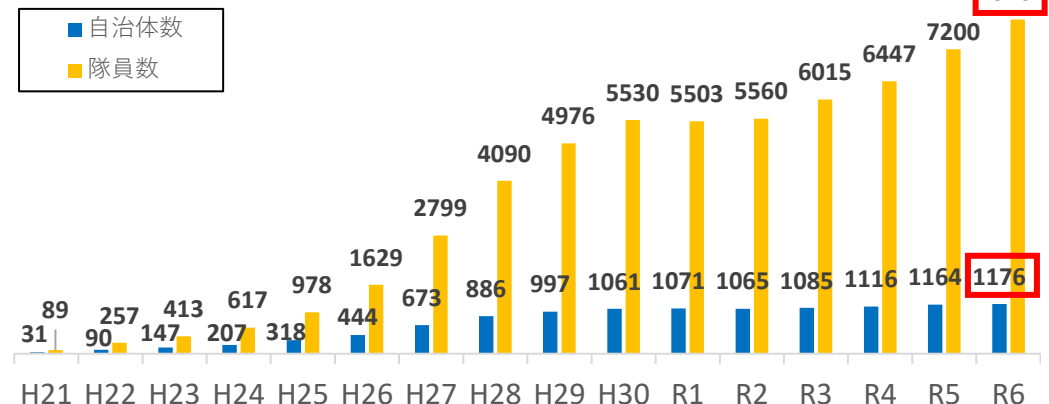
## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



## 隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



# (参考) 地域おこし協力隊における創業支援の事例

## 熊本県天草市 渡邊 隼

### 基本情報



【年 齢】  
31歳  
【出身地】  
熊本県天草市  
【転出元】  
東京都中野区  
【前 職】  
システムエンジニア  
【活動時期】  
R4.4~R7.3

### 協力隊に応募したきっかけ

地元高校卒業後、進学や就職で故郷を離れたが、就職先の東京にて地元出身者の集まりである「天草元気プロジェクト」の一員に。(関係人口団体)  
約7年ほど、東京で天草の知名度を広げるために様々なイベントを実施。  
活動を通してふるさとへの想いが醸成され、Uターンを決意。  
タイミングよく協力隊の募集があったため、迷わず応募し現在に至る。

### 今後の抱負・任期後の目標

高校までしか地元におらず、産業分野について無知であったが、この協力隊任期中に多くの事を知ることができた。  
これまでインプットした情報を元に、地域の課題を解決できるようなまちづくり会社を運営していきたい。  
まずはキャッシュを生み出すところから、1歩ずつ始めていき、持続可能な地域となれるように頑張りたい。

### 活動内容

#### ●起業創業・中小企業支援 (R4.4~R5.3)

天草市内の自治体、地場商工団体、地銀で運営されている産業支援拠点センターで1年間勤務。センター長と共に業種問わず、様々な企業や個人の相談を受ける。前職のエンジニア時代で培ったITスキルや先進自治体の情報を提供。同時に、長らく離れていた地元天草の情報収集ができた。



#### ●企業誘致支援(R5.4~)

人口流出の緩和や産業の発展のため、天草市が推進している企業誘致活動。企業派遣研修型地域おこし協力隊員として誘致企業に所属し、コワーキングオフィスの運営を行う傍ら、VR技術を駆使したメタバース体験会や視察の対応を実施している。



#### ●スタートアップ支援(R5.5~)

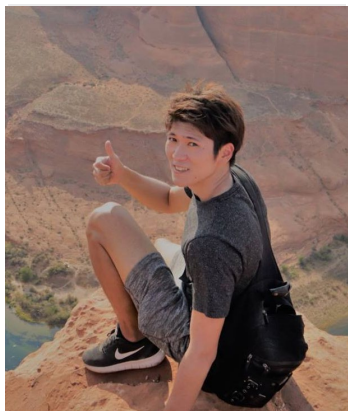
天草市が運営するスタートアップ支援に特化した相談窓口を運営中。中小企業診断士と共に事業計画の策定や資金繰り相談などに対応している。



# (参考) 地域おこし協力隊における創業の事例

## 茨城県 永松 裕士

### 基本情報



【年 齢】  
27 歳

【出身地】  
東京都 港区

【転出元】  
神奈川県 川崎市

【前 職】  
楽天グループ株式会社

【活動時期】  
R4.5～

### 協力隊に応募したきっかけ

楽天グループで培った起業家精神を基に、地域が抱える課題をビジネスの手法を用いて解決をしたいと思い、茨城県北起業型地域おこし協力隊に応募。

豊富な海外経験、語学力、映像企画・製作力を活かし、茨城県北地域の外貨獲得に貢献したいと考えている。

### 今後の抱負・任期後の目標

行政や企業からの請負型事業をするだけでなく、地域の小規模事業者・伝統文化事業者と連携して、「メディア×EC」プラットフォーム事業を確立させること。

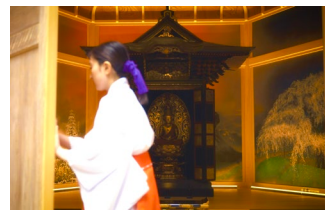
今後の外貨獲得市場No.1市場であるインバウンド需要の波に地域を巻き込んで、活性化を促すことが目標。

### 活動内容

#### ●インバウンド向け 地域ブランディング事業

適切なマーケティング・ブランディング戦略の構築、それに基づいた映像製作・チャンネルの運営を包括的に遂行。

「綺麗な景色」や「インフルエンサー頼み」の端的なプロモーションではなく、インバウンド層の「伝統・文化的体験」欲を満たす、コンテンツを展開。



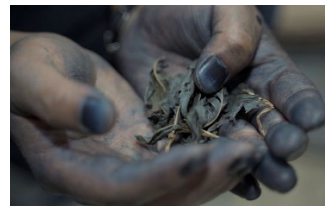
#### ●国内向け行政プロモーション(観光・移住・ブランディング)

単発のコンテンツを展開し、再生回数に応じて一喜一憂するのではなく、市が掲げるブランドメッセージ設計、ターゲット設定、コンテンツ企画製作、メディアの運営を包括的に担当することによって、地元民のシビックプライドを向上させ、地域の活性化を図る。



#### ●伝統文化・工芸品の海外プロモーション/商品プロデュース/EC販売事業(準備中)

伝統文化や伝統工芸に携わる小規模事業者と連携して、海外富裕層の需要にマッチした商品のプロデュースからプロモーション、販売まで伴奏し、収入・後継者不足の課題を解決する。

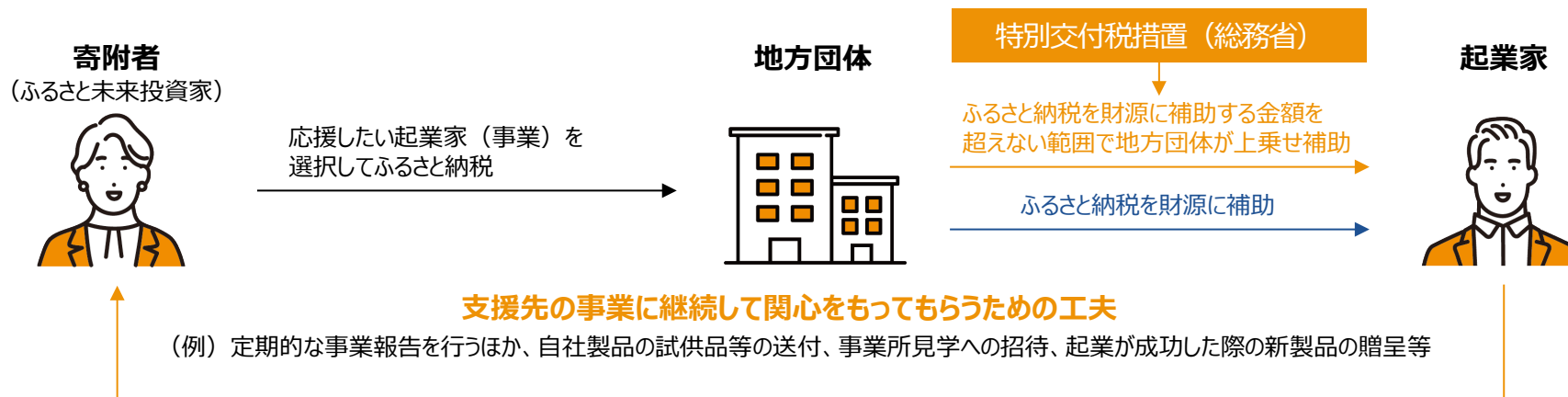


# ふるさと起業家支援プロジェクト

- **地方団体による地域の起業支援を促すとともに**、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、**地域経済の好循環の拡大を図る。**
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、**寄附文化の醸成を図る。**

## 【概要】

- ・ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- ・ 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、定期的な事業報告を行う等、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。
- ・ 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して**特別交付税措置(措置率0.5、上限2,500万円／事業)**により支援。





# ふるさと起業家支援プロジェクトの参考事例（令和6年度）

単位：千円

| 団体名    | 事業の概要                                              | 公費支援額 | ふるさと納税を財源に補助する金額 |                     |
|--------|----------------------------------------------------|-------|------------------|---------------------|
|        |                                                    |       | ふるさと納税を財源に補助する金額 | 自治体による起業家への上乗せ補助の金額 |
| 徳島県    | 山間部の高齢者でも採集しやすい薬木の植林を行うための経費を支援                    | 2,200 | 1,100            | 1,100               |
| 徳島県    | 安心・安全な魚を迅速に、安価で提供できるための設備費を支援                      | 2,680 | 1,340            | 1,340               |
| 徳島県    | 野良猫の殺処分を削減させるため、保護するための設備等費用を支援                    | 4,000 | 2,000            | 2,000               |
| 佐賀県    | 歴史と愛のつまった地元の味を残すため「銘店アーカイブ」プロジェクトの認知拡大の取組に係る経費を支援  | 1,431 | 1,431            | 0                   |
| 佐賀県    | 養蜂に関わる方を増やし、地域農業と環境保全の調和を図るための新様式鉢箱による実証試験に係る経費を支援 | 700   | 400              | 300                 |
| 岩手県北上市 | 市内で新事業に取り組む事業者に対し、事業費の一部を支援                        | 1,000 | 500              | 500                 |
| 岩手県遠野市 | 遠野市のジビエ普及に向けた、設備投資や新製品開発に対する経費を支援                  | 2,000 | 1,125            | 875                 |
| 岩手県遠野市 | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業を支援    | 300   | 150              | 150                 |
| 島根県川本町 | 訪日旅行客が滞在し地元住民との交流拠点とするため旧旅館施設を改修するための経費を支援         | 5,435 | 2,935            | 2,500               |

# ふるさと融資制度について（地域総合整備資金貸付事業）

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）という目標に向け、地方公共団体における地域脱炭素の取組を加速化していくため、以下のとおりふるさと融資制度の特例対象事業を追加する。

## 令和7年度における拡充

（令和7年4月に地域総合整備資金貸付要綱を改正）

○ ふるさと融資においては、特例として融資比率等※1の引上げを行っている。

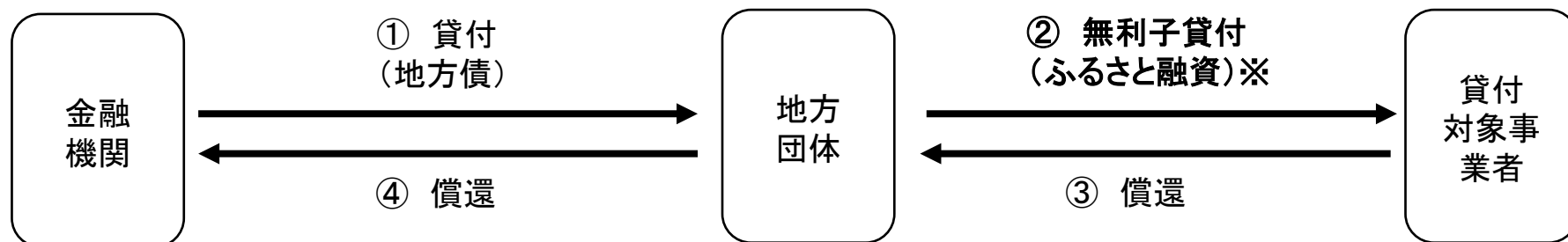
※1 融資比率は、通常50%のところ、過疎地域（みなし過疎地域含む）、離島地域、特別豪雪地帯、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県、福島県に限定）において実施される事業や、地域脱炭素化促進事業、（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については60%に引上げ。

○ 令和7年度より、新たに「地域脱炭素推進交付金事業※2」の対象事業について、融資比率等の引上げの対象に追加することとする。

※2 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日 環政計発第2203301号 制定）第3条第2項に定める脱炭素先行地域づくり事業、同条第3項に定める重点対策加速化事業、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日 環地域事発第2402131号 制定）第3条第2項に定める民間裨益型自営線マイクログリッド等事業

## （参考）ふるさと融資制度の概要

地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度



※ 利子負担、民間金融機関による連帯保証料への助成額の75%について、特別交付税措置